

Q1 今回の新行審法等の改正に伴う定款の変更は、ほとんどが一部の文言の修正であるが、軽微な変更としての特例措置はないのか。3分の2以上の出席・同意は大変。

A1 市町村合併に伴う土地改良区の事務所の所在地及び地区の標示の変更については、特例措置がありますが、今回の変更はこれには当たりません。文言の修正だけではなく、あわせて附帯事業部分の修正などもあるので、正規の手順を踏んでいただきたいと思います。

Q2 合併浄化槽の設置に伴い、他目的使用料を徴収しているが、うちの市は新築の場合、補助金が出ないため、申請の時に土地改良区との協議を行った文書の添付を求められない。このため、土地改良区に届けのないまま勝手に設置が行われ、他目的使用料を徴収できない事態が多々生じている。建築許可は県が出すことを理由に、市に相談しても対応してもらえない。県への建築許可申請時に土地改良区との協議が必要なことを示したような文書はないか。

A2 平成7年2月20日付けで県浄化槽事務取扱要領の一部改正があり、浄化槽設置等の届出にあたっては、放流同意書の添付は廃止と聞いています。しかし、放流先管理者等に無断で浄化槽放流水を放流することを認めるものではなく、浄化槽設置業者と放流先管理者と事前に協議して提出するようにとの文書等があります。文書は別添のとおり。

また、県浄化槽事務取扱要領（平成27年7月）第3章設置基準等、第1節設置手続き、3市町村の経由によると、浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書の提出にあたっては、市町村は、次の事項（放流先等その他）について指導し、留意すべき事項があるときは、設置者又は申請者に意見を付すものとするがあります。それから、第2節設置場所等、2放流先、第2号によると、放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議するとあることから、市に説明を行ってください。県浄化槽事務取扱要領（平成27年7月）は別添のとおり。

Q3 総代会の出席に伴い、総代の日当を支払っているがマイナンバーの徴集が必要か。わずかなお金のためにそこまでしなければならないのかと苦情が多々あり、あまり厳格にすると、総代になる方がいなくなる。

A3 これまで、賃金・手当等は賃金に該当するので、総代会の出席手当もマイナンバーの徴集が必要と説明してきました。しかし、手当と言っはいますが、内容的には、労務に対する対価というより、役務に対する対価であり、「謝金（報酬）」に該当するとも考えられます。

「謝金」と考えると、年間 5 万円以下であれば、源泉徴収は発生しますが、「支払調書」の提出は求められないため、マイナンバーを徴集する必要はなくなります。

賃金と謝金（給与と報酬）の線引きについてはグレーゾーンが多く、最終的には土地改良区の判断となりますが、総代会の出席手当は謝金（報酬）であるという考え方に基づいて取り扱うこととし、当面は源泉徴収だけを行い、マイナンバーの提出は求めないという選択もあろうかと思われます。

Q4 複式簿記と言われてもイメージがわからない。勉強しなさいと言われてればそれまでだが、できれば「単式のここをこうすれば複式になりますよ」というような研修等をしていただくことはできないか。また、複式簿記会計システムを鹿児島県土連で開発してもらうことはできないか。今年度から鹿児島県土連の単式簿記システムを入れたばかりだという事情もある。

A4 複式簿記の研修はこれまでも実施してきましたが、概念的・概要的なものが中心でした。複式簿記システムでは単式と何がどう違うのかを知るには、全土連の指導の元で複式簿記会計システムを開発した「NID-MI」の担当を地域単位の土地改良区研修会等に招き、デモをしてもらい、具体的な取り扱いについても、その場で質問するのが良いかもしれません。

また、本会で複式簿記のシステムを開発することについては、過去に検討した経緯があります。しかし、経費も時間も莫大なものになると思われ、対応は厳しいと判断しました。プログラムと会計の知識を両方兼ね備えた人材も必要になります。NID-MI のシステムは 30 万円ですが、これも全国に販売することを前提とした価格であり、さらに安価なものを県土連単位で構築するのは困難だと思われます。

財政的な事情もあるため、複式簿記会計システムの導入は、土地改良区さんの判断に委ねることになりますが、当面は先程説明した決算書変換システムを使いながら、将来的には正式版の複式簿記会計システムを入れていくという選択もありますのでご検討ください。

Q5 事務局員は、勉強しながらでも複式簿記を使えるようにしなければならないと思うが、役員が複式簿記を知らないと言明もできない。事務局が説明できるようにならないが、今は難しい。役員に対する研修などをしていただくことはできないか。

A5 先程の説明の中でも、課題の一つとして、財務諸表を読むには知識が必要とありました。これについては、毎年 1 月に開催している、水土里ネット役職員研修会などで、それに特化したテーマを取り上げるなどして、対応を検討したいと考えています。

Q6 複式簿記の導入に伴い、施設の減価償却費を算定する場合に施設の資産評価をどのようにすれば良いのか。当初の取得価格がわからない。また、どのような施設が対象となるのか。

A6 土地改良区が持っている施設はすべて対象です。資産の評価に当たっては、原則として造成価額又は取得価額から減価償却累計額を控除し、土地改良区が負担した割合を乗じた価額を評価額とします。

国営及び都道府県営造成事業によるもの以外で取得した資産については、これらの価額が不明な場合が考えられます。そこで、関係の台帳に価額の記載がある施設はそれに基づき、価額の記載がない施設には、土地改良区が今後も定期的な整備補修等を必要と判断する基幹的な施設について資産評価をします。但し、その施設が造成から耐用年数を経過している場合などは、備忘価額の1円となります。

この評価とは、会計上の評価額であり、施設そのものの価値とは違います。

その評価方法は、

1. 土地については近傍<sup>きんぼう</sup>又は近隣の固定資産税課税標準額や近傍類似の土地評価額により類推する方法。
  2. 構造物については再調達価格における把握や近隣類似の施設における造成価額をもとに比較評価する方法。
  3. 原則、土地改良区が持っている施設はすべて対象とありますが、造成時期を勘案し、耐用年数を経過した施設として、会計上資産評価の対象としない。
- 等がありますので、土地改良区で使いやすい方法で評価してください。

採用した評価方法は、「財務諸表に対する注記」の重要な会計方針欄に掲げておきます。

また、寄付によって受け入れた資産の評価については、原則として寄付時点において評価するものとしますが、重要性が乏しい場合にあっては、寄付者からの申告価額に基づく評価により処理することができます。

4. コンクリート水路(二次製品)についてのみ、計算により推計する方法がありますので参考にしてください(土地改良区複式簿記会計の手引き P.106)。必要があれば Excel ファイル(簡易計算システム)を送付します。

機械類については、メンテナンスをしてもらっているメーカーに問い合わせるなど確認の方法が考えられると思いますが、水路については、不明なところが多いようです。但し、水路については、いつぐらいの造成なのかぐらいは、分かっていると価額の推計ができません。逆に言うといつ造成されたものか分からないほど古い施設については備忘価額1円で計上するか、会計上の評価の対象としない等があります。

Q7 Q6の追加で、施設を適正化事業で整備後の減価償却費の算定はどのようにするのか。

A7 適正化事業は、原則、維持管理事業なので単年度の修繕目的の支出のみで、資産の増加とはなりません。

ただし、現状は、適正化事業対象とした施設の機能改善に着目し、資産の増加と判断されている実態もあると聞いています。土地改良区として判断された結果と思われます。

このような場合は、資本的支出とし、施設造成価額に反映させることとなります。

適正化事業後、施設造成価額として置き換わった価額に対し、適正化事業後把握された総合耐用年数で除して求められた額が期末において計上する減価償却額となります。(適正化事業以外の施設更新事業は、基本的に資産増になると考えられますので注意が必要です。)

#### ◆資本的支出

その有する施設の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額を資本的支出といいます。

貸借対照表の「資産の部」に組み入れられます。土地改良区負担額が対象となります。

このような場合、耐用年数については総合耐用年数を採用すればいいでしょう。

例えば、「水路の一部につき、壊れた二次製品を全部取り替えた力所の価額と耐用年数（水路なら40年）」と「残った水路の価額と残耐用年数」を加重平均して求めたものが総合耐用年数です。

#### ◆修繕費

その有する施設の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又は、き損した施設につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額を修繕費といいます。・・・単年度の支出のみで資産の増加とはなりません。

# 耐用年数の適用例

金額単位円

資産区分	資産内容	取得価格	耐用年数	償却金額
土地		12,000,000		
発電専用建物	発電所建屋	85,000,000	38	2,236,842
	配電盤室建屋	40,800,000	25	1,632,000
	<b>建物計</b>	<b>125,800,000</b>		<b>3,868,842</b>
	<b>発電専用建物耐用年数 = 125,800,000 / 3,868,842 = 32.5 ≒ 32年</b>			
発電専用 構造物	発電所本体	920,000,000	57	16,140,350
	放水路	400,000,000	57	7,017,543
	発電所付帯設備	126,000,000	30	4,200,000
	周辺設備	19,000,000	10	1,900,000
	既設導水路	114,000,000	42	2,714,285
	<b>構造物計</b>	<b>1,579,000,000</b>		<b>31,972,178</b>
<b>発電専用構造物耐用年数 = 1,579,000,000 / 31,972,178 = 49.4 ≒ 49年</b>				
発電専用 機械装置	発電機設備	1,300,000,000	22	59,090,909
	制水ゲート設備(含、除塵機)	228,000,000	15	15,200,000
	付帯設備(流量計他)	88,000,000	10	8,800,000
	<b>機械装置計</b>	<b>1,616,000,000</b>		<b>83,090,909</b>
<b>発電専用機械装置耐用年数 = 1,616,000,000 / 83,090,909 = 19.5 ≒ 19年</b>				

※耐用年数について、1年未満は切り捨て。

## ◆総合耐用年数

ある土地改良区連合で実際に採用している小水力発電所資産の耐用年数設定のケースを紹介します。

ここでは発電所を「発電専用建物」と「発電専用構造物」と「発電専用機械装置」の3つの勘定科目（資産に属する勘定科目）に分けて、さらに、その内容を構成する設備等に係る耐用年数により、それを、加重平均した結果求められた総合耐用年数を採用しています。